

第4章

資 料 編



1) 第4期 地域福祉推進計画策定に向けたヒヤリング調査

本計画の策定に向けて地域の課題把握や、住民が社協へどのようなことを求めているのかを明らかにするため、当事者をはじめ関係機関の方々にヒヤリング（一部アンケート）調査を実施しました。

この調査で頂いた意見は、加古川市社会福祉協議会の福祉目標「ささえあい 地域でみまもる まちづくり」を達成するため本計画に反映し、これからの地域福祉の推進に活用します。

◆ヒヤリング期間 令和2年6月～7月

◆ヒヤリング方法 個別のヒヤリング／グループワークの中での意見抽出／会議での意見交換から抽出

◆ヒヤリング内容 ① 地域での困りごとは何ですか？
② 困りごとを解決するために何が必要ですか？
③ 困りごとを解決するために自分にできることは何ですか？
④ 社協に期待することはありますか？

◆ヒヤリング先 31 団体

地域福祉関係

- 氷丘地区ささえあい協議会
- 地域ボランティア「おたがいさまサロン別府」
- 民生委員・児童委員
- 町内会連合会
- 市内6地域包括支援センター管理者会
- 第8期小地域福祉活動モデル地区
成井町内会（志方町）

行政関係

- 加古川市役所福祉部
（高齢者・地域福祉課／障がい者支援課
生活福祉課／健康課）
- 加古川市役所協働推進部（協働推進課）
- 加古川市役所教育指導部（学校教育課）
- 加古川市役所こども部（家庭支援課）
- 加古川健康福祉事務所地域保健課
- ハローワーク加古川

市民活動関係

- ボランティアセンター登録グループ
- かこがわ市民団体連絡協議会
- NPO法人 子育てサポート☆きらり i n g
- NPO法人 神戸の冬を支える会
- 防災士
- 社会福祉士相談援助実習生
- 加古川更生保護サポートセンター

障がい福祉関係

- 障がい者団体連絡会
- 加古川市障害者自立支援協議会
相談支援専門部会
- 加古川市立加古川養護学校
- 兵庫県立東はりま特別支援学校

その他

- NPO法人 但陽ボランティアセンター
- コープこうべ第6地区本部
- 一般社団法人加古川青年会議所
- すえひろでんき
- オークラサービス株式会社ライフケア事業部

◆ヒヤリングからみてきたこと（※個人の意見を尊重し、一部抜粋してまとめました。）

地域の困りごと

「地域のつながりの希薄化」

- 新型コロナウイルスの影響でつどいの場が休止となり地域のつながりがなくなっている高齢者が家に閉じこもりがちになり、体力も気力も落ちている。「誰とも話をしない日がある」という人もいる
- 見守り対象から抜けている人（若年層、中年層のひきこもり、被虐待者等、目に見えないが課題を抱えている人）をどうすればよいのか
- 本当に困った時に身近に相談する人がおらず、どこに相談すればよいかわからない
- 新興住宅地と村文化が混ざった地区が多く、世代間交流ができていない
- 事情により近所付き合いができない人もいる（DV 被害者等）
- 多世代の近隣住民と関わるのが少なく自分の地域の民生委員・児童委員もわからない
- 高齢の親とひきこもりの子どもがいる世帯が増えている（親が倒れるまで支援の介入を拒否される）
- 障がいがあることで、周囲の目を気にして地域との交流を避ける家庭がある
- 地域に障がいのことを知らない人が多いように感じる
- 民生委員・児童委員の活動やつながり方がわからない
- 自分のプライベート（障がいがあること等）を近所の人に話づらい

「地域活動の縮小」

- 地域活動メンバーが高齢化、さらにメンバーが減少傾向にある
- 活動メンバー間や外部機関とのつながりが希薄化している
- 市民活動やまちづくり活動への参加者が少ない
- 地域活動団体の存在が知られていない
- 地域活動の場が減少している
- 少年団活動がなくなり、多世代交流の場が地域で減少している
- いきいきサロンの参加者は女性が中心で、新しい人の参加が難しい

「担い手不足」

- 高齢化によって社会活動や地域づくりの維持が難しい。次世代の担い手がいないので心配
- 地域活動と一緒にやってみようという意欲のある人が周りにいれば、また頑張れる
- 民生委員・児童委員は、見守り対象者も増えてくる一方で、負担が大きくなってきている
- 若い世代のつながりが希薄で、地域のことに無関心になっている

「制度の狭間」

- 高齢者でも障がい者でもない方等が困りごとを抱えている時、相談窓口を紹介されたのみで支援につながらないケースがある。今の制度で支援できない人をどう支援するのか
- 相談窓口が増えてきてはいるが、声をあげられない人や介入を拒否する方の支援がわからない
- 引きこもっている人への対応に苦慮している
- 通学や通院、買い物、高齢者サロン等までの移動に不安を抱える人が増えている（公共交通機関の利用困難な地域がある）
- 運転免許証を返納した人がよいと感じる年齢でも、地域の交通事情もあり返納をしない人がいる
- 8050 問題がある
- ちょっとした困り事に対して、お互いの助け合いに発展しづらい地域の実情がある

「ニーズへの対応」

- 地域資源の情報量が少ない
- 障がい児の通学支援のニーズが多いが、決まった日時に動けるボランティアがいない
- 障がい児の親がフルタイムの仕事に就きにくい（送迎の関係等のため）
- 障がいがあることで、コミュニケーションの難しさがある
- 医療的ケアが必要な人が入院中に受けられるサービスがほしい
- 重度障がい者を受け入れてくれる短期入所施設がない
- インターネット弱者への情報の発信方法が必要
- 障害福祉サービスの充実が必要
- 市内の移動手段について、地域格差をなくし充実させることが必要
- 自宅避難や車内避難をしている人への災害時物資の支給が必要

「複合多問題を抱えるケース」

- 引きこもり、生活困窮、近隣トラブルにより地域で孤立している等、複合多問題を抱える世帯への支援が必要である
- ひとり親家庭等、仕事と家庭の両立が難しく生活困窮等複合的な課題を抱えているケースがある
- さまざまな生きづらさを抱える人に対して『自己責任論』の考え方によって、支援につながらない人が存在している（地域に理解されにくいことから社会的孤立につながる）
- 公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題がある（障がい児・者の通学・通勤支援等）

「災害時について／平常時の防災について」

- 災害時、避難場所がすぐに分らない
- 見守りや声かけについては、地域で差がある
- 災害時の避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策が必要
- 医療的ケアが必要な人が避難する際、ケア関連の荷物が多いことから地域住民の協力を得られにくい
- 災害時（避難勧告発令時）、地域に見守りが必要な人の状況確認等、支援者がすぐにかけつけられない場合のサポートをどうすればよいかわからない
- 災害時、避難所に行くことができない人の避難先が必要（障がいがあるために避難所で過ごすことが難しい等）

困りごとを解決するために必要なこと

「地域での助け合い、しくみづくり」

- ・新型コロナウイルス禍のなかでも集うことができる場所、機会
- ・同じ境遇の人同士（ひきこもり等）が安心してつながることができる場所
- ・ご近所への声掛けや見守り等、隣同士の交流があれば解決できることもある
- ・地域の見守りによる、支援や相談が必要な家庭を把握すること
- ・困りごとを相談する窓口の明確化
- ・地域の互助の仕組みやネットワークの強化による、困りごとを早期に見出すしくみ
- ・高齢者に限らず障がい者や子どもを含め、あらゆる地域の困りごとをワンストップで受け止める相談窓口が必要（多様な人を理解し、受け入れられる地域づくり）
- ・その場しのぎの解決でなく、将来にわたって持続可能な解決策を見出す取り組み
- ・地域の中でどのような社会資源やつながりがあるのかを把握した上で、足りない部分をつくること
- ・地域住民が、障がい児・者への理解を深めること
- ・（地域で孤立している人に対して）無関心ではなく「静かに見守る」方法

「住民同士がつながることの重要性」

- ・地域で住民同士がつながることの重要性を住民一人ひとりに理解してもらうこと
- ・困っている人がいたら手を差し伸べられること
- ・多世代交流を深め、つながりを作っておくこと
- ・「担い手＝面倒、大変」というイメージを取り払うこと（一部の人が役割を担うのではなく、多くの人で役割を担うことが大切）
- ・障がい者本人や家族が自ら自分のこと（特性や困りごと、助けてほしいこと）を発信していくこと
- ・地域全体で防災について考えて取り組んでいく姿勢が必要

「情報発信」

- ・地域に活動を伝え、活動に対する理解者を増やすこと
- ・誰にとっても分かりやすい、多様な情報伝達手段
- ・地域の中に相談支援専門員の存在をアピールすること

「連携」

- ・切れ目のない支援ができるよう他機関と連携し、チームで支えること
- ・地域のニーズが挙げられたときの相談支援機関の役割分担（それぞれの強みを活かす）
地域や社会で支え、見守ることができるまちづくり
- ・各専門機関が単独で支援を抱え込まず対応するために、幅広い機関・団体と築かれた実効性のある地域福祉ネットワーク
- ・緊急時や災害時の対応、福祉避難所にスムーズに避難できる体制

困りごとを解決するために、自分たちにできること

「住民同士のコミュニケーション／相談しあえる関係づくり」

- ・道で出会った地域住民へ積極的に挨拶をするように心がけている
- ・地域活動に関わるなかで、気になるといった人には電話で安否確認をしている
- ・身の回りの助けてほしいこと（ゴミ出し等）を隣近所の人に相談する関係が築けるよう普段から住民同士が交流する機会をつくる
- ・地域住民、町内会、社協等、地域活動に関わる人々がお互いに連携し、情報共有をする
- ・住民同士で解決できない困りごとがあった時は、身近な相談窓口に連絡して専門職へつなぐ
- ・民生委員・児童委員活動中の気付きを町内会と共有する
- ・見守りボランティアの活用（町内有志）

「住民主体の地域活動」

- ・挨拶活動や見守り活動等、積極的に地域活動に参加する（行政や専門機関だけに頼らない）
- ・地域のつどい場が存続できるよう、活動を続けること
- ・普段から高齢者の見守り活動時に住民の困り事を聞くことがあるため、何か異変があれば気付くこと
- ・一人暮らしの高齢者世帯を支援する体制づくりに参加すること
- ・自発的に、自分の住んでいる地域をよく知ること
- ・障がいがあっても地域の小学校や地域のイベントに参加する機会を多くもつこと
- ・支援の必要な人も参加型の地域の防災訓練に参加する
- ・民生協力委員に活動の協力を呼びかけ、地域活動に関する理解者を増やす
- ・民生委員・児童委員を引き受けてもらえる人を探す
- ・恒陽信金では業務の中でボランティア活動や地域貢献活動に参加することも多いことから、退職後等に地域に戻りボランティア活動などを始められるきっかけになればと考えている
- ・活動団体の若手を育成する／ノウハウを共有する

「緊急時に備えて平常時にできること」

- ・コロナウイルス感染予防
- ・普段からの備え（マスクや消毒液、防災備蓄品、スマートフォンバッテリー等）
- ・困った時に相談できる場所の連絡先を調べておく
- ・より分かりやすい情報を積極的に収集すること
- ・家庭でできる「防災」を考え、自分たちの身は自分たちで守る意識をもつ

「情報交換、情報発信」

- ・「近所づきあいが無い」で済まらず、自分の必要な情報を近隣住民や民生委員・児童委員に伝え、普段から知ってもらっておく
- ・困ったことがあれば勇気をもって自分から積極的に SOS を発信する
- ・「何もしてくれない」ではなく、自分のことを知っていて助けてくれる人を増やす
- ・地域活動メンバー内での意見交換、情報共有をする
- ・自ら地域活動について広く発信する（SNS やクラウドファンディングを活用する等）
- ・その地域に合わせた情報発信をする
- ・市民活動団体の活動状況を調査・分析する
- ・コロナ禍で地域活動ができない期間を活用し勉強会をする

「専門職としての役割」

- ・地域からの相談があれば適切な助言ができるよう、幅広い知識の習得を心がける
- ・地域にある **社会資源** を知る
- ・地域に向いて困りごとを逃さず把握できるよう、見守りネットワーク登録時やサロン開催時等は地域住民と密にコミュニケーションをとる
- ・地域課題を協議検討する場に参加し、様々な機関と連携する
- ・本人の力や生活状況に応じた、切れ目のない支援をする
- ・地域住民へ、自分たちの役割について知ってもらう活動をする
- ・困りごとを抱えている人について、地域住民へ一方的に理解を促すだけではなくその実態を知ってもらう
- ・（相談者へ）様々な選択肢を提案する
- ・担当者が抱え込まずに済むよう、まずは部署内での連携を強化する
- ・専門機関としての敷居を下げて相談に来てもらいやすい環境づくりをする
- ・困っている人が専門機関とつながることができ、情報が密にとれるようにサポートする
- ・ **生活支援体制整備事業**を進めながら新たなボランティアの育成等、資源の発掘をする
- ・ボランティアのお見合い制度。個人ボランティアと団体との人材紹介のしくみ
- ・様々なニーズに対する支援（宅配サービスの充実、「買い物もん行こカー（買い物移動支援事業）」の運行の強化等）

社協への期待

「地域福祉の啓発・推進」

- ・社協として、地域でささえあうしくみを明確化してほしい
- ・社協が楽らかい考えで、若者世代を巻き込んだ地域福祉を考えてほしい
- ・社協には、住民の主体力を高めるような企画をしてほしい
- ・社協には、町内会や民生委員が見守りでできていない住民の相談窓口になってほしい
- ・誰もが相談しやすいような窓口を目指して、福祉全般のことを相談できるようにしてほしい
- ・ **生活支援コーディネーター**[※]の存在を地域住民にもっと知ってもらえるような広報啓発が必要

「住民と同じ目線で」

- ・今後もふれあいサロンスタッフと同じ目線で相談にのってほしい
- ・地域づくりのノウハウや、事例の情報提供がほしい
- ・今後ますます福祉的支援が求められるニーズが多くなるので、社協の職員も増やしていくべきである
- ・社協の取り組みは地域住民に活用してもらってこそ価値があるため、地域住民により分かりやすくオープンに接していくことを考えてほしい
- ・困っている人と制度を結び「橋渡し役」を意識して活動してほしい

「ボランティア」

- ・地域活動の内容をさまざまな場所で宣伝し、広めてほしい
- ・若者ボランティア（特に学生）の育成をしてほしい
- ・ボランティア活動の活性化を目的に社協が活動者を増やし、活動の共有や連携を図ってほしい
- ・助成金申請の説明講座を開催してほしい
- ・個人の特技を活かして活動できるボランティアの人材バンクの設置を考えてほしい

「地域全体の拠点の役割」

- ・資源の把握とマッチングをしてほしい
- ・地域の課題や問題点を分析し、ネットワークを活用した取り組みをしてほしい
- ・ **ささえあい協議会**等をきっかけに、ボランティア活動の提案、参加を呼びかけてほしい
- ・社協にはさまざまな学びの場や講座、情報を敏感に受け取って提供してくれているのでこれからも継続してほしい

「チーム支援」

- ・各専門機関が単独で支援を抱え込まずに対応するための幅広い機関・団体と築かれた実効性のある地域福祉ネットワークづくりを進めてほしい
- ・社会福祉法人連絡協議会を活用し、災害時の福祉避難所として開設協力を呼び掛けてほしい
- ・多様な福祉（制度の狭間）に対応できるような支援体制、仕組みをつくってほしい
（インフォーマル資源の活用）
- ・複合的な課題をもつ人を支援してほしい

「社協の役割明確化、周知」

- ・人と人をつなぐ社協になってほしい
- ・社協が何をしているのかきちんと分かっていないため、存在や役割をアピールするべきである
- ・社協は敷居が高い。気軽に相談できる場所であってほしい
- ・広報紙に限らず体験型の社協啓発をする等、分かりやすい情報発信をしてほしい
- ・社協職員としての専門性を向上してほしい（対人援助スキルアップ等）
- ・募金や会費について、使い道をより具体的に提示してほしい
- ・社会資源の情報を教えてほしい（障害福祉サービス、居場所、交流の場等）
- ・制度の狭間にある人の対応等、総合相談窓口機能の充実を目指してほしい
- ・地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスを開発してほしい



2) 策定委員会 報告

第1回 策定委員会報告書

日時：令和2年6月26日（金）
18時30分～21時00分
場所：総合福祉会館 大ホール

加古川市社会福祉協議会第4期地域福祉推進計画づくり「第1回策定委員会」が、上記の日程で開催されました。

理事長の挨拶後、各策定委員14名及び顧問1名に委嘱状が交付され、その後、田端委員長・吉田副委員長が選出されました。

基調説明では、講師の松本裕一氏（兵庫県社協地域福祉部副部長）から「社協が策定する地域福祉推進計画とは」～当事者・住民が住み慣れた地域でいきいきと生活できる加古川市を目指して～というテーマで、新型コロナによる経済不安をはじめ、今後の社会を見据えた計画づくりのビジョンについて、講義していただきました。

その後の全体討議では、本山課長の進行で、「私たちのまち加古川〇〇〇になったらいいいね！」～自分たちのまちのためにできることを考える～というテーマで、4グループに分かれてのグループワークを実施しました。

理想の加古川像について各委員・ワーキングメンバーで思いを出し合い、理想の実現に向けて自分たちにできることを、グループごとに模造紙へ表出しました。

最後に、「第4期計画策定スケジュール」と7月に実施する「ヒヤリング」について事務局から説明しました。



▲ 開会の挨拶 山本理事長



▲ 基調講演 兵庫県社協 松本副部長



▲ 全体討議



▲ グループワーク

第2回 策定委員会報告書

日時：令和2年8月31日（金）
18時30分～21時00分
場所：総合福祉会館 大ホール

加古川市社会福祉協議会第4期地域福祉推進計画策定に向けた「第2回策定委員会」を、上記の日程で開催しました。

田端委員長の開会の挨拶では、今回の計画づくりでは「地域共生社会」がキーワードであることに触れられ、委員と事務局ワーキングメンバーで、第4期地域福祉推進計画の目標を共有しました。

その後、第3期地域福祉推進計画の概要説明と重点目標の評価報告をしました。

また第4期地域福祉推進計画の計画期間については、第4期に限り、行政の地域福祉計画と合わせる形で、通常より1年多い、6年の期間で計画を策定することで合意しました。

後半のワークショップでは、最初に7月に実施した31団体へのヒヤリング結果を報告し、その内容や各委員の思いを踏まえて、今後、社協が取り組むべき優先事項や事業について、3つのグループに分かれて協議しました。

「取り組み効果の大小」や、「すぐにできる、時間がかかる」等の4つに分類し、これから社協が取り組んでいくべき事業のイメージについて全体共有しました。

出し合ったイメージ、ヒヤリングからの各種団体の思いを踏まえ、社協のこれからの具体的な方向性を検討していきたいと思います。



▲ 開会の挨拶 田端委員長



▲ 第3期計画概要説明及び評価



▲ グループワークの様子



▲ グループからの意見発表

第3回 策定委員会報告書

日時：令和2年10月27日（金）
18時30分～21時00分
場所：総合福祉会館 大ホール

加古川市社会福祉協議会第4期地域福祉推進計画策定に向けた「第3回策定委員会」を、上記の日程で開催しました。

田端委員長からの開会の挨拶では、今回も前回に引き続き「地域共生社会」について触れ、地域福祉は「皆が参加、参画に通じること」とし、委員と事務局ワーキングメンバーで共有しました。

その後、事務局より地域福祉推進計画の基本方針（案）と重点目標（案）について説明しました。

重点目標については、策定委員の方からご意見を頂きました。改めて地域共生社会の6つの要素である「尊厳が重んじられること」と、「誰もが包み込まれること」を説明の中に入れる事が決まりました。また重点目標においては、コロナ禍のため、地域活動が難しい中で重点目標5つは達成が難しい、まだ違いが理解しにくい目標があるからまとめた方がよいなど、議論の余地があるので、次回策定委員会で改めて提示できるよう、事務局ワーキングで再度検討することになりました。

後半のワークショップでは、7月に実施したヒヤリング結果と策定委員から得られた74の意見を基に、3つのグループに分かれて、地域課題に対して「自分達でできること」を各重点目標に振り分けるグループワークをしました。アドバイザーの兵庫県社協松本副部長からは、基本方針の文言について触れ、キーワードとして「見守り」を挙げ、「知った顔同士でのつながりをつくり、つながっていない人も気にかけていき、つながりたくない人も受け入れる地域づくりが大事」とコメントがありました。

今回頂いた意見をまとめ、そこから社協としてできることを考え、計画の策定に向けて協議していきます。



▲ 開会の挨拶 田端委員長



▲ グループワークの様子

第4回 策定委員会報告書

日時：令和2年12月21日（月）
18時30分～20時45分
場所：総合福祉会館 大ホール

加古川市社会福祉協議会 第4期地域福祉推進計画策定に向けた「第4回策定委員会」を、上記の日程で開催しました。

冒頭の田端委員長の挨拶では、昨今の災害を切り口に、誰もが地域社会で暮らしていくためには、「人とのつながりやささえあい」が不可欠であることが述べられました。

また、今後の「地域共生社会」の重要性についても、人が地域で生きていく知恵として作り上げていく大切さを伝えられました。

その後、前回からの継続審議事項、第4期地域福祉推進計画の【基本方針】・【重点目標】の修正（案）について事務局より提示しました。委員から一定の評価を得た一方、地域住民へのわかりやすさや、住民と社協が共に進めていくためのより良い方向性について、活発なご意見を頂きました。

また、「みんなが協働して取り組むこと」「社協が取り組むこと」等を掲載した総合体系図（案）についても、委員の皆さんから活発なご意見を頂き、改めて事務局で再考していくこととなりました。

ワークショップでは、「私たちが考える地域福祉の推進エリア」というテーマで、3つのグループに分かれて話し合いました。これから社協が地域福祉を推進していく中で、全市域、中学校区、小学校区、社協支部域、単位町内会域、隣近所・隣保といった6段階エリアの考え方について、委員と事務局も一緒に意見を出し合い議論を深めました。

第5回策定委員会では、今回の意見を事務局で整理し、第4期地域福祉推進計画（素案）を提示し、計画策定の大詰めに向けて、さらに協議を深めていく予定です。



▲ 総合体系図(案)への質疑応答



▲ グループディスカッションの様子

第5回策定委員会報告書

日時：令和3年2月15日（月）
18時30分～20時00分
場所：総合福祉会館 大ホール

加古川市社会福祉協議会 第4期地域福祉推進計画策定に向けた「第5回策定委員会」を、上記の日程で開催しました。

今回は、これまでの策定委員会を通じて協議してきたことを第4期計画の素案として集約し、事務局から策定委員会へ提起しました。

策定委員からは、素案の表現や語意の捉え方等の熱心な意見が出され、素案全体の構成を通して、策定委員や市民の思いが反映されているかどうかを確認しました。

第4期計画の表紙デザインについては、NPO法人シミズシース阪口常務理事を通じて、高見杏那さんにご依頼いただき、表紙のデザインが決まりました。

高見さんは、「福祉をもっと身近に、みんなに親しめるものにしたい」という思いから、福祉目標「ささえあい 地域でみまもる まちづくり」をコンセプトに、どんな人でも差別を受けずに社会をデザイン表現してくれました。

第4期地域福祉推進計画策定委員会は今回で終了となりましたが、策定委員から頂いた皆さんのご意見を整理し、加古川市社会福祉協議会 理事会へ答申します。

4月からは、この第4期地域福祉推進計画を地域住民や福祉関係者と共に協働しながら、福祉目標「ささえあい 地域でみまもる まちづくり」に向かって、社会福祉協議会一丸となって、地域福祉を推進していきます。



▲ 第4期計画 素案協議の様子



▲ 高見杏那さんがデザインした
第4期地域福祉推進計画 表紙

3) 第4期 地域福祉推進計画におけるSDGs(持続可能な開発目標)との関係性

●SDGsの17のゴール



4) 用語解説 (※印 青色語句説明 五十音順)

【あ 行】
※アウトリーチ
支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、本人からの要請がない場合でも、支援機関等が積極的に出向き、働きかけて情報・支援を届けること。

【さ 行】
※ささえあい協議会
加古川市内概ね中学校区における、住民主体のささえあいのまちづくり推進を目的に設置される協議体の呼称。
各地区の町内会連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ、NPO法人、民間企業、ボランティア団体、介護事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政等で構成され、地域課題の検討や情報交換、課題解決に向けたサービスの開発等を進めています。

※支援専門機関
福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員等、福祉専門職がいる機関のこと。

※社会資源
社会にある、公的・民間サービスや地域の活動・居場所等、支援に活用できる人・もの・財源・情報等のこと。

- 例1) フォーマル … 介護保険制度や医療保険制度等、制度化されていたり、社会の中で既成事実化された資源のこと。
(行政、民生委員・児童委員、福祉施設、企業・協同組合 等)
- 例2) インフォーマル … 公的な制度ではなく、家族・親戚・近所の人同士の助け合いや、地域の特性に応じたボランティア活動等の、任意的で、画一的サービスではない資源のこと。
(老人クラブ、ボランティア団体、ふれあいサロン 等)

※社会福祉法人連絡協議会
市内の社会福祉法人が加入する連絡会組織。
法人相互の連携により、社会貢献活動に取り組み、地域の生活・福祉課題の解決を図る取り組みを進めています。
(令和元年 7月設立)

※社協支部 《エリア》
地域の住民によって地域に必要な福祉を考え、解決し、地域の一人ひとりが安心して暮らしやすい福祉のまちづくりを推進するための組織です。地域の特性を活かしながら地域内の福祉課題、ニーズに対して主体的・自発的な取り組みを進めることを目的としています。加古川市では、市内25連合町内会を社協支部に位置付けています。

2015年9月の国際サミットにおいて、「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGs (Sustainable Development Goals) が2030年までの国際社会共通の目標として定められました。

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための、上記17のゴールが設定されています。

その中には、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」等、本計画が目指す、地域共生社会の理念と重なる目標があります。

本計画を進めることによって、住民同士がささえあい、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられる地域づくりに取り組み、SDGsの中にあるゴールにつながっていくと考えています。

※小地域福祉活動

誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民同士がささえあう、ご近所同士の助け合い活動。

※小地域活動モデル地区

ささえあい会議 …… 住民の抱える生活上の困りごとを住民みんなの課題として、単位町内会が主体となって解決に向けて協議する会議の名称。
(概ね月1回)
社協の小地域福祉活動モデル地区指定事業を通じて、市内町内会への普及を進めています。

※スーパービジョン

対人援助職者が熟練した指導者から教育を受けること。指導者が援助職者へ規則的な教育を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的とします。

※生活支援体制整備事業

地域の住民や各種団体、企業等様々な人々が連携しながら、日常生活上の課題への支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目標に、概ね中学校区ごとの協議体設置や生活支援コーディネーターの配置により、高齢者を支える地域づくりを進めます。

※生活支援コーディネーター

地域資源やニーズを収集し、町内会や民生委員・児童委員等の地域団体、民間企業、NPO、ボランティア団体、介護事業所等、多様な主体の参画により、住民主体のネットワークづくりをコーディネートする専門職の呼称。平成29年度から、地域包括支援センターエリア毎に順次配置しています。

※制度の狭間

ゴミ屋敷、ひきこもり、不登校、ホームレス等、課題解決に向けて使える公的な制度がない、あっても不十分な課題のこと。(制度による支援では、支援が行き届かない課題)

【た 行】

※地域共生社会の実現

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指すこと。

※当事者

本計画では、課題や事業に関わるすべての人、障がい者等、幅広く当事者として捉えています。

【な 行】

※日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を実施する事業。

【は 行】

※福祉教育推進員

地域ぐるみで連帯する福祉コミュニティの形成を目的に、市内町内会長からの推薦を受けた地域福祉活動に積極的に参加し、福祉教育に深い認識を有する者。
社協理事長が委嘱しています。

※福祉避難所

災害発生時等に、高齢者や、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難場所。

※ふれあいサロン

住民ボランティアや民生委員・児童委員等が運営主体となって、地域住民（高齢者）同士の「仲間づくり」等を目的とする場所。市内では、210ヶ所余りのふれあいサロンが実施されている。

◆協働とは

「共同」と「協同」と「協働」は、複数の人や団体が物事にあたるという意味では共通しています。

・「共同」には、力を合わせて物事を行うという意味や、同じ条件や資格で結合したり、関係するといった意味があります。

・「協同」には、共に力を合わせて物事を行う意味があり、互いに協力するという精神面を強調する際に用いられます。

・「協働」は、協力して働くという意味です。「協同」も「協働」も、同じ目的に向かって力を合わせ物事を行うという意味では同じ意味ですが、協同は役割分担が事前に決まっていることが多いことに対し、「協働」は、それぞれができること、強みを活かした取り組みをする場合に用いられます。

★ 本計画では、地域課題の解決に向けて、社協単独では解決できない問題がある場合、また住民だけでは解決できない場合等、社協も住民も関係機関等も相互に足りないものを補い合い、共に協力して課題解決に向けた取り組みをすることを「協働」とします。

5) 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会 第4期地域福祉推進計画 策定方針

加古川市社会福祉協議会

1.目 的

本会の活動指針となる「地域福祉推進計画」については、現在、第3期推進計画(平成28年度～平成32年度)が展開中であるが、進みつつある人口減少、少子高齢社会への対応に加え、経済構造を始めとする社会状況の急激的な変化、さらに住民の自治意識の低下や生活意識の変化によって生じた課題に対応するため、本年度より第4期地域福祉推進計画(令和3年度～令和8年度)の策定を進めるものである。

2.策定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

3.策定方法

推進計画は、次の方法で策定する。

①理事・評議員への説明

計画策定に向けて理事及び評議員への説明の機会を設け、第4期地域福祉推進計画の策定に向けての課題の共有化をはかる。

②策定委員、職員によるワーキング

課題ごとに、策定委員及び本会の職員により構成するワーキングにより検討及び素案を作成する。

③策定委員会

策定委員、職員等のワーキングにより提起された素案を基に、計画全体をまとめるため、当事者組織、児童福祉分野、障がい福祉分野、高齢福祉分野、NPO、企業、地域住民、行政、学識経験者等により構成する策定委員会を設置する。

④ラウンドテーブル

計画案に対して、住民や各分野の方々と交えて協議する場(ラウンドテーブル)を開催する。

4.策定のポイント(計画において、方向性を明確にする事項)

- 第3期地域福祉推進計画、地域福祉推進委員会の評価を踏まえて、加古川市社協の方向性を示す
- 市地域福祉計画(地域福祉推進計画を内包する)との関係
- 生活困窮者支援制度などの地域福祉政策への取り組み
- 当事者組織とNPO組織との関係
- 地域共生社会における包括的相談支援体制の確立
- 地域共生社会における住民組織活動のあり方
- 地域福祉推進のための財源の創出

6) 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会 第4期地域福祉推進計画策定委員会 設置概要

加古川市社会福祉協議会

1.目 的

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の活動指針となる「地域福祉推進計画」については、現在、第3期推進計画(平成28年度～平成32年度)が展開中であるが、進みつつある地域共生社会への対応に加え、経済構造を始めとする社会状況の急激的な変化、さらに住民の自治意識や生活意識の変化等に対応するため、第4期地域福祉推進計画(令和3年度～令和7年度)の策定を進めていく必要がある。

ついで、この計画が本会の現状を踏まえ、住民や専門機関を始め多方面からの意見を汲み入れながら、より効果的かつ実践活動に取り組めるよう第4期地域福祉推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置するものである。

2.委員の任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

3.委員構成

策定委員については、本会理事長が委嘱し、P48のメンバーで構成する。
なお、策定委員会に顧問、アドバイザーを置くことができる。

4.委員長及び副委員長

策定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- (1)委員長は、策定委員会の招集と、議長として進行を担う。
- (2)副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在または事故ある時は、その職務を代行する。
- (3)委員長及び副委員長は、学識経験者とする。

5.策定委員会の開催

策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。なお、6回程度を予定する。

6.事務局

策定委員会の事務局は、社会福祉協議会職員で構成する。

7.その他

その他、この概要に定めるものの他、必要な事項は、策定委員会において協議する。

第4期地域福祉推進計画 策定委員会名簿

役割	氏 名	所属団体・職名
委員長	田 端 和 彦	兵庫大学 副学長
副委員長	吉 田 正 巳	加古川認知症のひと家族、サポーターの会 代表
委員	松 本 嘉 治	加古川市町内会連合会 副会長
委員	丹 羽 勝 次 郎	加古川市民生児童委員連合会 副会長
委員	澤 田 き み よ	加古川市手をつなぐ育成会 会長
委員	下 村 千 壺 勢	NPO法人 子育てサポート☆きらりing 理事長
委員	瀨 口 直 哉	社会福祉法人あかりの家 地域支援センターあいあむ センター長
委員	佐 藤 ひ と み	地域包括支援センターかこがわ 管理者
委員	阪 口 努	NPO法人 シミズシーズ 常務理事
委員	播 本 達	ボランティア団体 松風会 代表
委員	柴 田 康 宏	コープこうべ第6地区本部 担当課長
委員	原 田 哲	一般社団法人 加古川青年会議所 専務理事
委員	松 原 恭 子	氷丘民生児童委員協議会 会長（氷丘地区ささえあい協議会）
委員	數 下 茂 樹	加古川市福祉部 高齢者・地域福祉課 課長
顧問	神 吉 賢 一	加古川市社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 委員長
アドバイザー	松 本 裕 一	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長
オブザーバー	山 本 勝	加古川市社会福祉協議会 理事長
オブザーバー	岸 本 敏 和	加古川市社会福祉協議会 副理事長
オブザーバー	上 田 盛 由	加古川市社会福祉協議会 副理事長
オブザーバー	岡 本 正 幸	加古川市社会福祉協議会 常務理事
事務局	水 田 利 一	加古川市社会福祉協議会 事務局長
事務局	宮 北 敏 勝	加古川市社会福祉協議会 事務局次長 兼 生活相談支援課 課長

（令和2年4月1日時点）

第4期地域福祉推進計画 策定ワーキングチーム名簿

役割	氏 名	所属・職名
ワーキングチーム オブザーバー	本 山 政 幸	地域福祉推進課 課長 兼 ボランティアセンター長
リーダー	田 上 哲 也	地域福祉推進課 課長補佐
	徳 西 知 子	総務課 課長補佐 兼 総務係 係長
	長 谷 川 佳 生	生活相談支援課 課長補佐 兼 権利擁護支援係 係長
サブリーダー	福 島 裕 成	地域福祉推進課 地域福祉推進係 係長
	清 田 恵	地域福祉推進課 まちづくり・ボランティア推進係 ボランティアコーディネーター
	山 下 沙 耶 子	生活相談支援課 生活相談支援係
	塩 濱 周 郁	生活相談支援課 加古川市障がい者基幹相談支援センター
	猪 口 力	地域福祉推進課 地域福祉推進係

（令和2年4月1日時点）

加古川市社会福祉協議会 第4期 地域福祉推進計画

ささえあい地域でみまもる まちづくり
～地域共生社会の実現を目指して～

期 間：令和3年度～令和8年度（2021年～2026年）
編集・発行：社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
（令和3年4月 発行）

〒675-8577
加古川市加古川町寺家町177-12 加古川市総合福祉会館 内
TEL:079(424)4318代 FAX: 079(425)4711
URL: <http://www.kakogawa-shakyo.jp>
Email: kakogawa-shakyo@kakogawa-shakyo.jp